

潮谷寺所蔵文書



「東照神君十五ヶ条」

黒 木 豊 文

(会員 佐伯市大手町)

浄土宗諸法度(仮称)

【解説】

表紙・前文を欠いているが、年号・内容から浄土宗に関する法度と思われる。元和元年(一六一五)七月には『武家諸法度』・『禁中並公家諸法度』・『各宗諸法度』が發布され、その中に「浄土宗諸法度」や「浄土宗西山派法度」が含まれている。

【本文】

(前欠) 結縁たる門主自身授与あるべき事。

一 京都門中に於いて器量の仁六人を撰び、役たれば諸沙汰いたし、かつて最良・偏頗あるべからず事。

一 碩学衆、圓戒伝授においては、道場の儀式を調べ、執行せしむべく、浅学の輩みだりに授与すべからず事。

一 在家の人に対し五重血脈を相伝せしむべからず事。

一 浄土修学十五年に至らずは、阿脉伝授あるべからず。

殊更、聖書許可に於いては、堅く相伝せしむべからず事。

一 糺明学問の年禱、増上寺当住ならびにその談義所の

能化、阿判添状を以て本寺を敬うべく、廿年の稽古、満

足せしむに於いては、正上人綸旨を頂戴せしむべく、廿

年至らずは権上人たるべき事。

十五年己来については出世の座次、正権の分別あるべき

事。

一 古来の学席あらずは、私常^{はつじょう}に法鐘立^{ほつしやう}つべからず事。

一 事理を解せず、たとい源義を模^{ひようぎん}すとしても相憑^{ひようしん}文につく族^{やから}、貧につき名利、法談いたすべからず。たといま

た尊宿の許可を蒙り、勸化^{かんげ}せしむといえども空閑^{くわん}仏經・

祖釈^{そしやく}、偏^{へん}る事。狂言・綺語・痴愚^{ちぐ}そののみ。剩^{あまつさえ}自讃^{じさん}毀化、

最もこれ法裏の因・諍論の縁、堅く制止すべき事。

一 往來の知識など、その所の門中許容なく、かりそめに法談いたすべからず事。

一 若輩のみぎり、十ヶ年学問いたすに及び、その後、しょうてん追転の僧。□色袈裟せしむは、その人躰六十歳じ已存により、許すべきなり。但し、上人の儀に於いては、しんやう斟酌あるべき事。

一 平僧たる分、たとい老年といえども引導いたすべからず事。

一 淨土宗諸寺家においては、たとい師近の附屬たりといえども、はし恣に住職すべからず事。

一 桐替え古跡の住持については附法相統せしむべく、若し前住滅後の入院たるに於いては、流儀源に至つて伝授いたすべき事。

一 紫衣の諸寺の住持隠居いたすの時、紫衣脱すべき事。

一 大小の新寺、私たる建立いたすべからず事。

一 在家を借り仏前を構え、利養を求むべからず事。

一 知識分座次においては、血脈・繪旨の次第をもつて上下の所、相宣あひのたまふふべき事。

一 法問商量の座敷は学問の戒臆かいりゆうを以て上下定むべく、その

分の衆会いたるは出世の前後を以て着座すべき事。

一 所化しけ寺僧の会合に於いては、選擧已上は平僧の上に列座すべき事。

一 平僧分中しょうみゆう声明法事などの役儀それあり。嗜輩しはいは同臈どうろうのうち上座に居すべき事。

一 階級の浅深わきまえず、恣しに高く自身を奉り、上座に対し緩怠かんたいいたす輩は、永く会合すべからず事。

一 諸寺家の住持、自己の分別に任せる輩、世出の法儀は、寺中の老僧、兼日異見いけん加うべく然らずば同罪に属す事。

一 白旗流儀、諸国の末寺その大小に随い報謝銀を集め調え、三年一度、使僧を以て新前に備える事。

一 出世の官物の事、繪旨りんしの分銀子二百文目、参内さんだいの分五百文目。若し同様同時たるは七百文目、相定む上は米穀こうけ高下論すべからず事。

一 末々諸寺家は、その本寺に従い仕置いたすべく、若し理不尽の沙汰あらば本寺私曲しきよくたるべき事。

一 一問無知の道心者など、道俗に対し十念を授け、男女と血脈を勧め、寔まことに以て法賊なり。今より後を以て堅く信心すべき事。

一 惡徒出来、近年邪教を興し經文釈義を違え、私に安心を

勧め、六字名号を欠き、唯三字を称え、種々の謀計を廻らし、衆生を誑惑せしむ。これすべからく魔民の所作、速やかに追い払いせしむ事。

一 靈仏霊地の修理と号し、諸国勧進すべからず事。

一 旧例の如く、夏安居、四月十五日より六月廿九日を期し、冬安居十月十五日より極月十五日に至るべく、いささかも延促すべからず事。

一 夏ならびに客殿に於いての法問十一則読み下し、法問十一則欠減なく受取せしむべく、ならびに湯の日の外、談場懈怠あるべからず事。冬安居同前たるべし事。

一 解問の事、春二月朔日より三月廿九日を期し、秋八月一日より九月廿九日に至るべく、安居のごとく物読み法問、懈怠あるべからず事。

一 碩義十人衆以上の僧、寮坊主すべからず事。

一 諸談所の所化、今より後を以て、たとい他山老若せしむといえども、智因名を付すべからず事。

一 一寺に於いて追放の所化は諸談所の会合あるべからずの事。寺僧同宿については同前たるべき事。

一 法檀林の所化の法度、悉く以て上に復従すべき事。

右三十五ヶの条々、永代この旨守るべく、もし違背の人あるに於いては、科の輕重に随い、或は流罪せしめ、或は三衣を脱却すべきもの也。

元和元乙卯（一六一五）七月日

家康

増上寺

右三十五ヶ条々、去る元和元年七月日の先判の旨、いよいよ相守るべく、その趣のもの也。

元和二年（一六一六）十一月日

秀忠

元和元年七月日 家康 増上寺

増上寺

知恩院

右三十五ヶ條々
元和元年七月日
先判の旨を相承
趣の者也

元和二年七月日

秀忠

増上寺

諸宗法度・宗門改め（仮称）

【解説】

表題を欠く。貞享四年（一六八七）幕府の宗門奉行から全国各寺院に発布された法度の写しである。この年、幕府は切支丹およびその類族を取り締まる制を定めた。

【本文】

一寛文二壬寅（一六六二）四月、公儀より仰せ出され候、切支丹耶蘇宗門堅く御停止に候。諸宗各寺旦那の者、門前召し抱えの者に至るまで、急度吟味を遂ぐべく、若し不詮議にて脇方より訴人これあるに於いては、急度曲事たるべし。

一諸宗とも御総旨頂戴の寺院は格別たるべし。国家安静の御祈願所たるによつて、その寺中にて喧嘩口論は勿論、清僧の寺院、寺家たるといへども肉食妻帯いたす事。その外、乱れがましき事、これ無きよう守護たるべく、殊に勅宣の御総旨、宝祚長久の御祈願、夜昼怠慢なく相勤むべき事。

一寺院住持、移転・交代のみぎり、旧記を以て相改め、なおまた寺境内・田畑・山林・野谷とも相改め、重ねて争

論に及び申さぬよう、帳札を以て兼ねてその本寺へ差し出し置くべき事。

一諸宗、独り住持・法地の住持、相統の儀、その伽藍の書き物・証印を相定め申すべく、大小旦那相對の上、寺相応の住持、誓約あるべく、その上にてその寺本寺、またはその国の触頭へ願ひ出すべき事。後日何方より相支え候とも、印証・誓約、双方相對すの外、沙汰なきたるべし事。

一旦那の儀、大小となく減在一通りの儀にこれなく候段、公儀御法度の耶蘇宗門御改め天下の役寺たるによつて、その旦那血脈相統の儀、急度相改め申すべく候。

別して近年遠国において切支丹類族、公儀へ敵対これあり。当六月諸国の国主・地頭・代官料へ御触出しの御条目、承知奉るべく、ならびに厳しく旦那の者へ申し渡し、その上、疑わしき族これあり候は相改め、公儀宗旨役所へ相改め申すべく事。

一旦那の内、困窮にて相統相成り難く、村役人親類どもの存じ寄りにて役所へ申し出で候節、若しその者ども横領の義これあり候段、旦那寺詮議致す事。ならびに又、他の血脈より相統致し候は旦那寺より詮議を遂げ、立ち合

い相對すを以て、申し付くべき事。

一 仏法・国法御兼帶、大切の御掟法に候間、人々仏法帰依せずの輩これあり候は、越度おろどこれ無きよう申し付くべく、その上にて相用いず、然るになお相背く者これあらば、公儀寺社奉行所へ訴え出ずべく、急度曲事きつとくせきたるべし事。

一旦那の内、出火たるの本人、未だ糾明の内は旦那寺へ引き取り置き、役所の改め預かり戴くべし事。

一 殿堂建立などは申すに及ばず修復の儀、旦那役たるべく、若し破却に及び候ときは住持は勿論、旦那の者どもも仏法帰依せずの類同じ、平生守護の念これなきは不得心の至り也。今より破却及ばぬ内、旦那の者どもも分限相応わづらふの割賦を以て修理を加え、大破に及び申さぬよう急度守護いたすべく、そのみぎり少も違背に及ぶ者これあり、その者は所持の石高など書き付け候て、その国の寺社役所へ訴え出、急度きつと申し付くべき事。

一 住持官位の儀、宗旨の印証たるによつて、旦那の者どもも分限相応の割高を以て官金差し出すべく、なおまた諸本山寄附の勸化の儀は、右に準じ申すべく事。若し違背もの族ぐさこれあらば、宗旨印形の節、相除き申すべく私領にて

聞き入れず候は、公儀寺社役所へ相改め申すべく事。

一 住持困窮に付き、旦那の者へ助成願いたく候は、双方相對すを以て相談いたすべく、違背の者は旦那仲間にて詮議いたさず、役所の裁断及ばず、勿論不得心の者へ無理に申し付け候は、その住持越度おろどたるべき事。

一 寛文年中、御条目にて仰せ出され候通り、旦那の者、病死のみぎり、疑わしき鉢ていの者は勿論、悪しき風聞などこれあり候は、その家内親族とも急度吟味遣わし、子細これあらば早速、公儀寺社役所へ訴え、私領・官料はその所の宗旨役所へ申し出で候て、差図次第葬式致すべく候。若し隠し置き、或いは住持時々了簡にて取り計らい、後日露顕うけけんに於いては旦那寺の僧へ越度おろど申し付くべき事。勿論旦那の者先祖の年忌当り月を忘却せしむ様これあらば、旦那寺より差図申すべき事。

一 四つの邪宗門の外、その宗旨の外たりといえども、邪法執行仕り候の風聞これあらば、急度相改め法行次第を以て奉行所へ訴え申すべき事。若しまた寺旦那和合ならずを相嫌い、見捨て聞き捨て致すに於いては、旦那寺の住僧急度越度きつと申し付くべく候。勿論訴えの節、見違い聞き違いの儀、苦しからず候事。

右の条々^{きつと}急度^{きつと}相守り申すべく候。若し違犯^{いはん}の輩これあるに於いては、曲事^{くせし}たるべきもの也。

貞享四年卯（一六八七）十月

奉行

右は公儀より仰せ渡され候う御制掟の趣、宗門請合の寺院みな相守り、この旨、旦那の者へ申し聞かすべく、若し一ヶ条も相欠き候ては住持職の越度^{おちこ}たるべしもの也。

日本 諸寺院

諸宗役寺

寛文二年四月辰
公儀被仰出^ひ切^き丹^に松^{しょう}藤^ふ
系^{けい}内^{ない}停^{てい}止^しは^は法^{はふ}宗^{そう}寺^じ
旦那^{だんな}と^と茶^ち石^{いし}抱^{だく}も^もた^たし^し
急度^{きつと}に^に違^{ちが}候^{こう}係^{けい}若^わし^し違^{ちが}候^{こう}
脇^{わき}公^{こう}所^{しょ}人^{にん}於^おこ^こも^も急^{きつと}度^どに^に
曲^{まが}事^{こと}
一^一法^{はふ}宗^{そう}大^{だい}寺^じ係^{けい}有^あり^り戴^{たい}し^し寺^じ院^{えん}
可^か為^を掟^{おきて}別^{べつ}國^{くに}家^け各^{かく}守^しる^る候^{こう}

沙^さ弥^や預^よ本^{ほん}其^{その}寺^じ中^{ちゆう}に^に喧^{けん}嘩^か係^{けい}
勿^な論^{ろん}清^{せい}僧^{そう}寺^じ院^{えん}離^り為^を寺^じ也^{なり}
没^{もつ}因^{いん}食^{しやく}當^{たう}常^{じやう}守^しる^る可^か也^{なり}
寺^じに^に依^よて^て為^をる^る後^ごに^に動^{どう}意^い
中^{ちゆう}係^{けい}有^あり^り長^{ちやう}久^{きう}に^に守^しる^る候^{こう}
知^ち當^{たう}急^{きつと}度^どに^に相^{さう}勤^{きん}事^{こと}
一^一寺^じ院^{えん}住^{ぢゆう}持^ぢ移^い轉^{てん}代^{だい}に^に御^ご意^い記^き
左^さ右^う改^{かい}形^{けい}又^{また}寺^じ院^{えん}内^{ない}田^{でん}畑^{へつ}山^{さん}林^{りん}
野^の谷^こ大^{だい}改^{かい}重^{じゆう}も^も及^{およ}津^つ海^{かい}等^{とう}依^よて^て
依^よて^て其^{その}寺^じに^に守^しる^る候^{こう}

右^{みぎ}の^の條^{じょう}急^{きつと}度^どに^に守^しる^る候^{こう}
若^わし^し違^{ちが}候^{こう}係^{けい}若^わし^し違^{ちが}候^{こう}
為^な曲^{まが}事^{こと}也^{なり}
貞^{しん}享^{かう}四^し年^{ねん} 卯^{みづのへ} 十^{じゅう}月^{げつ}
奉^{ほう}行^{かう}
本^{ほん}寺^じ公^{こう}儀^ぎ被^ひ仰^{よう}出^{しゅつ}候^{こう}御^ご制^{せい}掟^{おきて}に^に守^しる^る候^{こう}
既^い先^{せん}の^の條^{じょう}に^に寺^じ院^{えん}に^に守^しる^る候^{こう}
旦那^{だんな}と^と茶^ち石^{いし}抱^{だく}も^もた^たし^し
お欠^{おかけ}の^の條^{じょう}に^に守^しる^る候^{こう}
月^{つき}日^{にち} 法^{はふ}宗^{そう}寺^じ

音信

前略佐伯史談ますますのご健筆お喜び申し上げます。第二一〇号「成迫忠邦さんの思い出」感銘深く拝読しました。

別冊（同封）は私の知っている石垣島事件です。鳥尾さんは九大出の文学者です。「震洋の横穴」等の著書があります。小生著「和田部隊記」の要望があり、昭和五十六年頃送りました。数年後『潮』別冊が送られてきました。事件の内容は私が基地で聞いた話とほぼ同じです。

石垣島事件の執行人は幕田大尉と警備隊付の某少尉でした。その某少尉が佐伯の方であったとは驚愕しています。唯々ご冥福をお祈りするのみです。

私の所属していた第二十五震洋隊和田部隊は、十代の搭乗員十八名を含め四十数名が台湾で戦死・戦病死しましたが、すばらしい隊長の下、一糸乱れず復員出来たことを好運と感謝しています。

戦争とは何ぞや。隣国から原爆を搭載したミサイルが飛来するのが現実になろうとしている今日、それを傍観していいのか、むつかしい時代になりました。

石垣島事件を記した本は貴重です。佐伯史談にお役に立

てば幸甚です。

平成二十一年九月十六日

神野幸人

【資料抜粋】

第三八震洋隊は戦時中に八六名の尊い戦病死者があり、第二四震洋隊に戦死者はなかったが戦後に悲劇が待っていた。部隊長が戦犯に問われたのだ。

「BC級戦犯横浜裁判」において、石垣島基地における米軍捕虜殺害の罪を問われ、昭和二十五年四月七日、巣鴨において処刑された。

「……軍隊組織内において、命令でやったことが、この現実的な世界において死に値するとは考えられない。原爆で死せる幾十万人の人間を生かして私の目の前に並べてくれたら、私は喜んで署名もしよう。そうでない限り受諾できないのである。大体この世界において、人間の行為に対し罰し得る者はいないはずである。……」の遺言を残して亡くなられた。

母を思う辞世の歌を詠まれて、この世を去られた。

網越しに 今日見し母の額なる

深きしわじわ 眼はなれず